

# CAN DO

## “可能性への挑戦”

第51号

金田会計事務所通信

### 【 私たちはどう生きるか 】

何の資源もない小さな島や砂漠の町が今では世界有数の金持ち国家になっています。マレーシアに捨てられたシンガポールと石油の出ない中東国ドバイはその成り立ちについて非常に興味をもたられます。その国の国父と呼ばれるリー・クワンユーとシェイク・モハメドは国の未来に大きな理想を掲げて強いリーダーシップで厳しい環境を乗り越えてきました。一方、アフリカその他地域で資源が豊かな国々の多くが未だに発展途上にあります。国家のトップが自己の利益のためにのみ国を利用しているからです。

事業を興す、またはつないで行く私たちも同じ立場にあります。豊かな人材や十分な資金などを持たざる者ですが、目指す理想は持っているはずです。素晴らしい商品を創りたい、お客様が喜ぶようなサービスを提供したい、従業員が誇りを持って働ける職場にしたい。誰もがそのようなことを心に描いてスタートしたことでしょう。そのために売上を増やし、利益を上げることは必要条件であります。

お金持ちになり、人から褒め称えられるようにぜひなって欲しいと思います。そうでなければ希望がないからです。このような理想を成し遂げた人が得た結果がこうであるとぜひとも証明をしていただきたいものです。中途半端な成功や立場に満足することは理想を捨ててしまうことなのだと考えましょう。幾度も妥協や挫折が訪れたとしても、何度でも最初のころの志に戻ってこの体の動き続ける限り挑戦してゆきましょう。そうであれば立ち止まっていることができなくなります。生きてきた証(あかし)としてぜひ共に成し遂げていくことを誓いながら。



金田 康良

2018年 5月



# これからの家族信託活用法



平成 19 年 9 月に改正された信託法も利用しやすいように整備合理化されてきました。それに伴い様々な現場で活用されています。今回は民事信託(いわゆる「**家族信託**」)に焦点を当てて説明してゆきます。

## 【信託とは?】

信託には**商事信託**と**民事信託**があり、信託業法の規定により信託銀行などが営利を目的に財産を受託・管理を行うものを商事信託といいます。民事信託とは商事信託以外の信託で、営業としてではない者(例えば親族等)が受託者となります。この場合、営利を目的としないため原則報酬を得ることはできませんが、信託業法の規定の適用を受けず、免許も必要ありません。

信託に登場するのは**委託者**(財産を有している者)、**受託者**(管理運用をする者)、**受益者**(財産の運用により利益を受ける者)の三者になります。この場合、利益(**信託受益権**)を受ける受益者が課税されることとなります。



★信託契約時に委託者から受益者が信託財産を贈与(または遺贈)により取得したとみなす。

① 信託財産は委託を受けた受託者の名義として**信託登記**されます。これにより受託者自身が信託財産に関する契約(いわゆるハンコの権限)が可能になります。また、信託財産は受託者固有の財産とは別管理し区別しなければなりません。**(分別管理義務)**

② 信託契約により信託財産は「所有権」と「受益権」とに分離されます。

信託財産の所有権 → 受託者

信託財産の受益権 → 受益者

(注)信託財産の所有権をもつ受託者は管理権限を持つのみなので税金の課税関係が生じません。受益権をもつ受益者が実質収益を享受するため課税関係が生じます(税務上は受益者を所有者とみなしている)。

(注 2)受益者が存在しない信託契約の場合は受託者を法人とみなして法人税が課されます。

## 【認知症対策としての家族信託】

人生 100 年時代の現在、高齢化に伴い、認知症患者が増加しています。認知症により判断能力がなくなれば、自身で意思表示ができないため、預金解約やリフォームなどの契約ができなくなります。その対策として家庭裁判所の選任により成年後見人を立てる「**成年後見人制度**」がありますが、そのデメリットとして以下のような問題があります。

- ・遺言、贈与、税務対策ができない
- ・空き家となった自宅でも売却がなかなか認められない
- ・新規の契約を含め、成年後見人の許可が必要
- ・被後見が終わる(死亡)まで費用がかかる

など

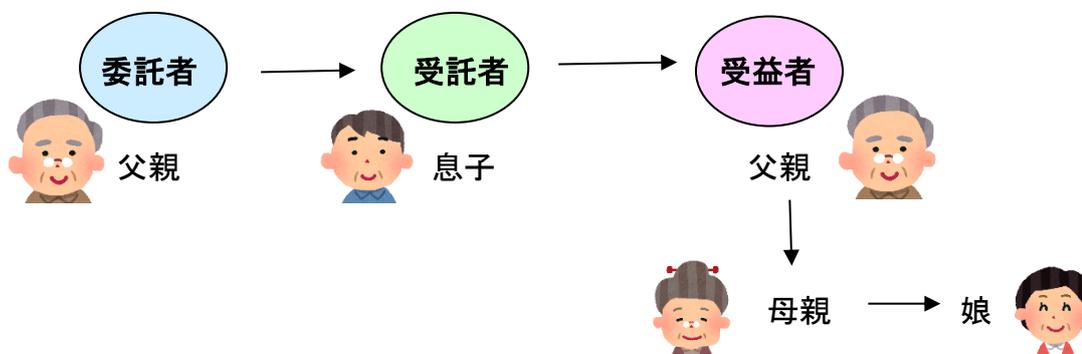


それを解決する方法の一つが家族信託で成年後見人制度の補完としての利用が増えています。

例) 委託者と受益者が同じケース (**自益信託**)

高齢の**父親(委託者)**が自己の不動産を**息子(受託者)**に管理運用を託し、不動産からの収益を**父親(受益者)**が受け取る信託契約

★委託者も受益者も同一人物のため課税関係はありません。



不動産の管理・運営・契約を代わりに息子(受託者)が行い、収益を父親(受益者)が受けることになり、意思決定がスムーズになります。父親の死亡後は母親を受益者とすることを信託契約に入れ、母親の死亡後は娘に変更など、遺言書ではできないことも家族信託では可能です(遺言では自分の次の代までしか決められない)。

(注) 父親の死後、受益者になった母親には**相続税(遺贈)**が課されます。

(注 2) 遺言書により遺産の分割指定はできますが、家族信託でも同様の効果があり、遺言書よりも信託契約が優先されます。ただし、法定相続分の 1/2(遺留分)を侵害した設定だと侵害された相続人から遺留分の減殺請求の訴えがなされることもあります。

## 【相続・贈与と家族信託】

相続は子供ではなく孫に、あるいは障害がある子供のためになどと特定したり、将来の贈与を計画する場合にも有効です。

例) 信託預金で将来に孫に対する教育資金を支払うような信託契約を締結



★父が認知症になっても約束は守られ、教育資金の贈与のため贈与税は非課税となります。(⇒孫: 法定相続人以外への贈与のため相続税も課されない)



少し前まで、信託による節税対策の書籍やセミナーが流行りましたが、税務当局も対策を強化し、一般社団法人を利用したものなどに対する立法措置を取っていますので気をつけてください。家族信託は決して相続税対策になるとはいえませんが、相続対策にはなりません。目的をしっかりと見極めて賢く利用しましょう。



気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町3丁目2番14号 イワタニ第二ビル10階  
(ビル名がサンキュウビルディングからイワタニ第二ビルに名称変更いたしました。)

TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329

E-Mail : info@kaneda-kaikai.com URL : <http://kaikai.asia/>